

三財課第62号  
令和2年1月9日

全日本不動産協会 静岡県本部 御中

三島市長 豊岡 武士



住宅用家屋証明の申請書の記載について(通知)

平素は、三島市の行政にご理解・ご協力ありがとうございます。

標題の件について、平成30年4月27日付け三計建第27号「住宅用家屋証明の発行窓口の統一化について」でお知らせしたとおり、住宅用家屋証明については全て課税課で取扱いをしています。

そのお知らせの中で申請書に申請者(登記名義人)の押印をお願いしておりますが、押印漏れの申請が度々見受けられますので、お手数をお掛けしますが、各会員に申請の際は申請者(登記名義人)の押印を忘れないように再度周知を願います。

ただし、申請書に押印がなくとも申請者からの委任状の添付があれば、申請の受付はできますので併せて周知を願います。

併せて、建築後使用されたことがないもの(建売住宅)の場合の申請の際に取得年月日及び取得原因の記載が同様に漏れている場合が見受けられますので、申請書備考欄に従い記入して申請をお願いします。

- 参考資料:・国土交通省「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明の実施について」(写し)
- ・住宅用家屋証明申請書(三島市作成)
  - ・住宅用家屋証明書(三島市作成)

担当 課税課庶務係 武藤  
電話 055-983-2625